

# 横浜市立港南台第二小学校PTA 規約

## 第1章 名称および事務所

第1条：この会は、横浜市立港南台第二小学校PTA（以下会という）と称し、事務所を横浜市立港南台第二小学校内に置く。

## 第2章 目的および活動

第2条：この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条：この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活の向上を図る。
2. 児童の教育環境をよくする。
3. その他教育の振興に必要なことを行う。

## 第3章 方針

第4条：この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動するもので、他のいかなる個人、または団体の干渉を受けない。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体ならび機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会は、または会の役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校管理・運営や人事に干渉しない。

## 第4章 会 員

第5条：この会の会員は、次のとおりである。

1. 横浜市立港南台第二小学校に在籍する児童の保護者。
2. 横浜市立港南台第二小学校の教職員。

第6条：この会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条：会員は、すべて平等の義務と権利をもつ。

## 第5章 会 計

第8条：この会の活動に要する経費は、会費および他の収入をもって支弁される。

第9条：会費は、月額1世帯当たり400円、教職員1名当たり400円とする。

第10条：この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条：この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条：この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

第13条：この会の役員は、次のとおりである。

- ・会 長……………1名（保護者）
- ・副会長……………2名（保護者）
- ・書 記……………3名（保護者2名、教職員1名）
- ・会 計……………3名（保護者2名、教職員1名）

第14条：役員は、他の役員・会計監査委員・選挙管理委員を兼ねることはできない。

第15条：1. 役員は、会員の中から、総会において、選出する。  
2. 任期中で欠員が生じた役員は、運営委員会の選任により補充する。補充役員の任期は、前任者の残存任期とする。

第16条：役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第17条：役員はそれぞれの職務を行う。

1. 会長は、この会を代表し、総会および運営委員会を招集するとともに、会をまとめる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記は、総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいてこの会の会計を処理し、必要ある都度収支の報告を行い、年度初めの定期総会において、会計監査を経て、決算報告を行う。

## 第7章 会計監査委員

第18条：この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

第19条：会計監査委員の選出方法は、第15条を準用し、細則で定める。任期は第16条を準用する。

第20条：会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

## 第8章 選挙管理委員会

第21条：役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

第22条：選挙管理委員会の委員の選出方法は、細則で定める。

第23条：選挙管理委員会は、役員および会計監査委員の候補者を役員ならび会計監査委員選挙に関する日程に準じて、候補者の公募、公示をする。

第24条：選挙管理委員会の委員の氏名は、公示する。

第25条：選挙管理委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第9章 役員および会計監査委員候補推薦委員会

第26条：役員および会計監査委員の候補者を推薦するため、役員、会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という。）を置く。

第27条：推薦委員会の委員の選出方法は、細則で定める。

第28条：推薦委員会は、役員ならび会計監査委員選挙に関する日程に準じて、推薦活動をする。

第29条：推薦委員会の委員の氏名は、公示する。

第30条：推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第10章 総 会

第31条：総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第32条：総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度初めと年度末の2回に開催する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに開催される。
3. 総会は委任状を含め、会員の3分の1以上の出席をもって成立とする。議事は、出席会員の過半数の賛成で決する。
4. 書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議案承認書により議決するものとする。  
この場合において、会員数の3分の1以上の議案承認書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。
5. 年度初めの総会を書面総会とするか通常総会とするかは、前年度3月の運営委員会で検討ののち、新年度4月に新運営役員が最終決定する。

第33条：年度初めの定期総会では、次の事項の議決と承認を行う。

1. 前年度決算報告と活動報告
2. 新年度活動計画および予算案
3. 役員および会計監査委員の選出
4. その他必要事項

第34条：年度末の定期総会では、次の事項の議決と承認を行う。

1. 次年度役員につき選挙管理委員会が公示した候補者の選任または信任
2. その他必要事項

第35条：削除

## 第11章 役員会

第36条：役員会は、役員と学校長で構成する。

## 第12章 運営委員会

第37条：運営委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 校長
2. 役員
3. 各委員会の委員長および副委員長

第38条：運営委員会は、次の職務を行う。

1. 各委員会で立案された活動計画および予算を審議検討し、各委員会の連絡調整を図る。
2. 総会に提出する報告書を作成する。
3. その他必要な事項について検討する。

第39条：運営委員会は、毎月定例に開く。また、会長が必要と認めたとき、および構成員の4分の1以上の要求があったとき開く。

第40条：運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、その会議を開くことができない。

第41条：運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意が必要とする。

## 第13章 各種委員会

第42条：この会に次の委員会を置く。

1. 学年学級委員会  
学級学年の保護者と教職員が協力し、学級および学年の活動を推進する。
2. 校外委員会  
児童の校外生活の指導を行うとともに、他の団体や機関と協力して、地域の教育環境の向上に努める。
3. 広報委員会  
この会の活動状況を会員に知らせるための広報活動を推進する。
4. 保健委員会  
児童の健康を保持増進するために、保健に関する問題を協議し、改善と向上に努める。  
以上のほか、運営委員会が必要と認めた場合、各種委員会を置くことができる。

第43条：各委員会の委員の選出および任期は、細則で定める。

## 第14章 細 則

第44条：この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。  
運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第15章 改 正

第45条：この規約は、総会において会員総数の3分の2以上の同意があれば改正することができる。

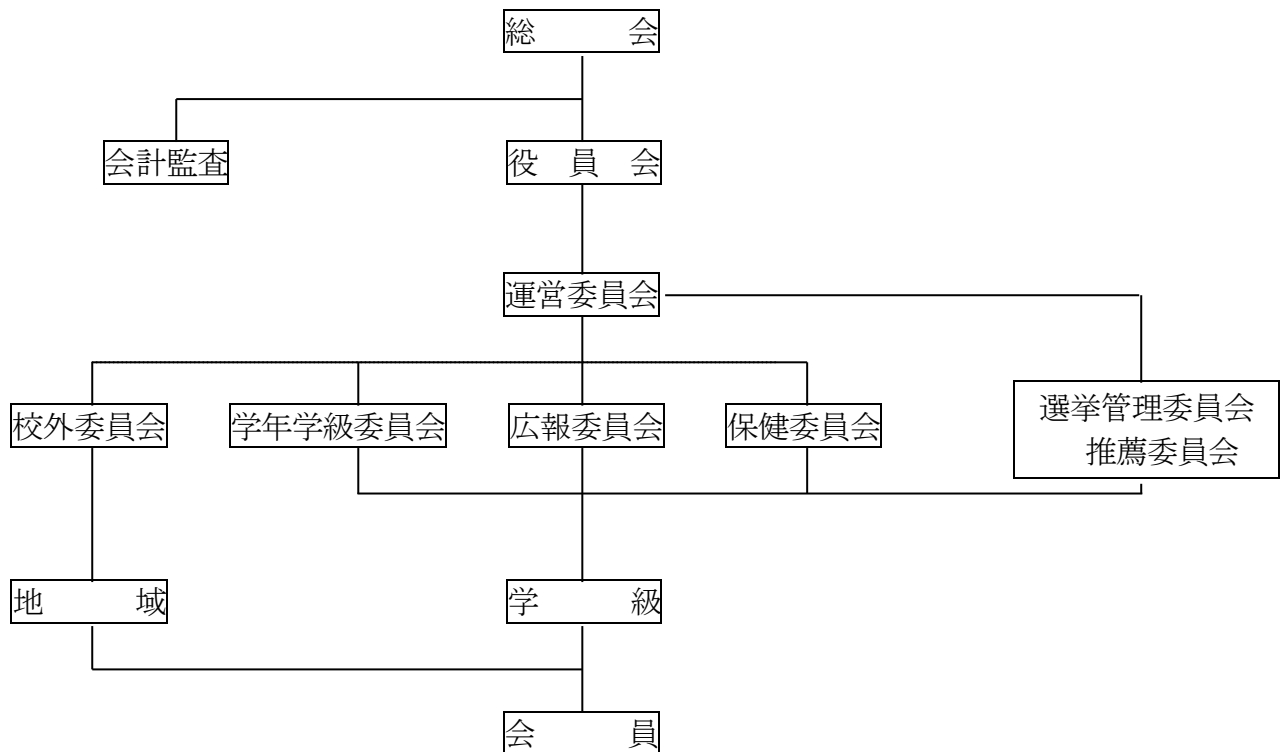
### 付 則

第46条：この規約は、昭和54年3月24日より施行する。

昭和55年5月17日	一部改正
昭和56年3月25日	一部改正
昭和57年5月22日	一部改正
昭和59年5月8日	一部改正
昭和60年2月25日	一部改正
昭和62年5月14日	一部改正
平成元年5月14日	一部改正
平成4年11月26日	一部改正
平成6年1月13日	一部改正
平成9年6月5日	一部改正
平成11年3月12日	一部改正
平成11年12月4日	一部改正
平成14年6月3日	一部改正
平成15年6月9日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成29年12月6日	一部改正
平成30年2月17日	一部改正

以上

## 組 織 図



## 細 則

### 1. 規約第 22、27 条について

(1) 選挙管理委員会と役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）の構成は次のとおりである。

(ア) 校外委員会を除いた、学年学級、広報、保健の各委員会から、互選により「選挙管理委員・推薦委員」候補者を 3 名選出する。この候補者の中から、互選により計 2 名で選挙管理委員会を構成する。ただし、立候補者があった場合は若干名選挙管理委員を増員することもある。選挙管理委員以外の委員が推薦委員となる。

(イ) 推薦委員会は、推薦委員と、互選により選出された運営委員会の中から 2 名、教職員の中から 2 名で構成する。

(ウ) 両委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2. 推薦委員は、役員および会計監査委員になることはできない。

3. 新たに選ばれた役員および会計監査委員は、4 月 1 日をもって就任する。

### 4. 規約第 42 条について

(1) 各委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

(2) 各委員会には、教職員が所属する。

### 5. 規約第 43 条について

(1) 各学級の保護者より学年学級委員 1 名を互選する。また、各学年の保護者より保健委員 2 名、広報委員 2 名を互選する。

(2) 校外委員は、各地区ごとに、地区の実情により選出する。

(3) 学年学級委員、広報委員、保健委員、校外委員、各種委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

### 6. 規約第 15 条について

(1) 教職員の役員は校長に一任し、年度初めの定期総会において承認を得る。

### 7. 規約第 19 条について

(1) 会計監査委員は前年度会計、または、前年度運営委員より 2 名を選出する。

### 8. 付則

本細則は、PTA規約施行日より施行する。

令和 3 年 3 月 1 5 日 細則を改定。

# 横浜市立港南台第二小学校PTA

## 慶弔規定

1. 本規定は、横浜市立港南台第二小学校PTA慶弔規定と称する。
2. 本規定は、PTAおよび全児童に対して、慶意および弔意を表する場合の目安とする。
3. 慶意、弔意に対しての金品によるお返しは受けない。

## 慶 事

1. 本校PTA会員が、本会に関連した公的表彰の荣誉に浴した場合は、運営委員会にはかり、祝いの金品を贈ることができる。
2. 特別の場合は、その都度、運営委員会で協議して決める。
3. その他の慶意の対象、方法等は下記による。

対象	通知先	慶意の方法
教職員	運営委員 教職員	お祝い金 5千円

## 弔 事

1. 弔意の対象、方法等は下記による。

対象	通知先	弔意の方法
児童	運営委員 教職員	香典 1万円 供花1基 1,5万円程度
保護者		香典 1万円 供花1基 1,5万円程度 (対象は児童の1親等、または運営委員会で協議する)
教職員		香典 1万円 供花1基 1,5万円程度 (対象は教職員の1親等以内、または運営委員会で協議する)

※遠距離の場合には、代表派遣または弔電とする。

2. 特別の場合には、その都度、運営委員会で協議して決める。

### 慶弔規定 改定履歴

平成19年3月8日 改定

平成26年4月1日 改定

# 横浜市立港南台第二小学校PTA 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 横浜市立港南台第二小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報（以下、「個人情報という。」）の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA 会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA 委員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金・管理、その他の文書の送付、会員への連絡
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

## (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会のもので、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報、個人データを取扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた物が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に関わる記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは

次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける第三者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「横浜市立第二小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。